

東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査
要約文

研究代表者 高林 龍

各国の知的財産権関連紛争の解決に裁判が果たす役割は、他の国家機関との関連や裁判官あるいは訴訟代理人の資格などから始まって、様々な点でレベルの違いが顕著であるため、各別に調査をしたのではその結果が統一性のないものになってしまう危険性がある。そこで、私たちは初回の研究会で想定できる共通調査項目を挙げて、全体的な調査の統一性を図ることにした。

調査項目は以下の 10 点である。

知的財産関連紛争の処理に関する司法裁判所と行政機関との間の役割分担
司法裁判所において知的財産関連紛争を処理する裁判官の専門性の程度
司法裁判所において知的財産関連訴訟の訴訟代理人となる者の専門性の程度
司法裁判所における知的財産権関連の民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の割合
司法裁判所における知的財産関連訴訟において争われる各知的財産権の割合
司法裁判所において損害賠償を認定する場合の損害額の認定手法
司法裁判所における知的財産権の有効性判断の可否とその限界
司法裁判所において商標の類似性が争われる場合の判断手法
司法裁判所における知的財産権の保護について注目されている問題や立法の予定
司法裁判所において日本の企業や個人が当事者となる場合に留意すべき事項

それぞれの項目については、各国の協力者にカントリーレポートの執筆を依頼すると共に、各国を担当する委員が現地に赴いて協力者と共に現地調査を行って報告書を作成した。また、本プロジェクト資金を使用したタイ及び中国セミナーを開催したほか、他の資金を活用した韓国セミナーも開催して、3カ国の学者や裁判官らから本研究テーマに関する詳細な報告書の提出を得て、多数の参加者の前で生の現場の声を聴く機会も得た。それぞれの国の調査の成果を要約することは困難であるので各論を参照して頂きたい、ここでは各国の特色だけを簡単に触れておく。

【韓国】

特許庁審決の取消訴訟を担当する特許法院と侵害訴訟を担当する裁判所が存在する二元体制が採られている。今回の対象国の中では知的財産保護法制が我が国と近いレベルにあ

る国といえる。裁判官の専門性を補うための技術調査官や技術審理官がいることも我が国の裁判所調査官制度などと類似している。また、特許専門弁護士や弁理士制度もあり、弁理士は審決取消訴訟で訴訟代理人となるほか侵害訴訟においても弁護士に対する専門性を補助する役割を担っている。事件としては著作権関係や特許、商標関係が多く、知的財産紛争処理に民事訴訟の果す役割も高い。我が国の判例と近似する判例も多数存在する一方では、たとえば審決取消訴訟の審理範囲、侵害訴訟における無効判断の可否などの点では日本の判例と必ずしも一致しておらず比較法的に興味のあるところである。また、我が国が知財高裁を設立したことに伴って、現在審決取消訴訟のみを扱っている特許法院を我が国の知財高裁のように、侵害訴訟の控訴審も担当する裁判所として位置づけようとする法改正の動きもある。

【中国】

巨大な国中国ではあるが知的財産紛争処理の実態を知るためには特に北京、上海と広州が重要であるため、私たちもこの3カ所に着目して調査を進めた。中国では行政上の紛争処理のルートと司法上のルートの複線構造となっており、行政的手続が多用される傾向があったが、次第に民事裁判による紛争解決に関心が高まっている。行政手続についてもその不服は最終的には行政訴訟で争える制度となっている。裁判官については知的財産権を扱う上での資格に格別のものはないし、また弁護士以外にも当事者の近親者や関連社会团体や所属組織から推薦された者などが訴訟代理人になれることになっており、知的財産権紛争を担当するための専門性は要求されていない。しかし、急速に専門裁判官や弁護士が増加している状況にある。6年間に結審した民事知的財産関係事件が38,000件余りである。行政訴訟としての権利無効再審案件などは1,600件ほどあるが、侵害訴訟において権利の有効性が判断できるという制度は採用されていない。損害賠償においては法定損害賠償（最高額50万元）で処理される案件が多いことが特色である。報告書にはアジアセミナーにおいて知的財産紛争処理について4名の著名な学者と1名の裁判官が行ったパネルディスカッションのテープ起しも収録しているので、是非参照して頂きたい。

【台湾】

台湾では、中国とは異なり、知的財産関連紛争は行政手続ではなく裁判手続で処理されることが多いが、裁判手続とはいえ民事裁判は少なく刑事裁判で処理される例が圧倒的に多い。これは民事損害賠償を刑事訴訟中で請求できるとの制度が採用されていることも一因のようである。台湾では従来日本の司法試験制度と類似の法曹資格試験制度が採用されており、自然科学のバックグラウンドを持った者が法曹になるのは困難であって、裁判官などに自然科学のバックグラウンドを持った者は少ないのが現状である。これらのこともあって、現在、知的財産専門裁判所を設立して、より専門性の高い裁判官を養成するとともに、技術的事項の補助者として技術的審理官を配属する計画がある。事件としては、特許

は少なく著作権と商標が多い。また、損害賠償として故意侵害による三倍賠償の制度のほか、商標権侵害においては1500個以下の侵害の場合に、500個から1500個の範囲内で侵害を擬制して賠償を認める特殊な法定損害賠償制度が導入されていることが注目される。あと、近時の話題としては、昨年末にタミフルに関する特許について強制実施権が設定されたことや、2003年に特許権侵害に対して刑事責任が課されなくなったという奇妙な制度が導入されたことが挙げられる。

【タイ】

タイの知的財産紛争の裁判上の処理の特色は、多数の専門的裁判官・補助裁判官が配属されたIP&IT裁判所の存在であり、最高裁にも知的財産専門部があることなど、国を挙げて知的財産保護に積極的に取り組んでいることである。一方では、取り扱う事件の大多数は刑事事件であり、とりわけ著作権と商標権関係事件が多数を占め、特許事件は極めて少ないのが現状である。民事事件で損害賠償が認められる例は、当事者の立証の不十分さもあってか、少ない。また、IP&IT裁判所や最高裁は知的財産権の有効性を判断する権限を有しており、権利取消しの効果には対世効があり、取消しを認めた裁判例も多数存在する。一方で、刑事事件に併せて民事損害賠償が請求できる制度が採用されている。しかし、たとえば著作権侵害の刑事裁判に併せて民事の損害賠償が請求された場合に、和解により訴追を免れることができるとされているため、罰則を免れるために高額の損害賠償に応じる和解が成立する例などが批判されており、現在制度改正が進んでいることにも注目しておく必要がある。

【インドネシア】

2002年に知的財産権に関する裁判制度の改革が行われ、各地方に知的財産権に特化した5つの裁判所が新設された。しかし、専門裁判所としての活動はこれからという段階であり、最高裁への上告制限はないため最高裁は51名の判事が大量の事件を処理しており、知的財産関係でも下級審判決の質が悪いこともあって上告審で破棄される例が多い。そのため、判例として価値あるものも最高裁判所以外ではほとんど存在しないのが現状である。民事事件としては商標関係事件がほとんどであるが、損害賠償を認定する規定が存在しないなど、損害賠償を得るために裁判を利用するという段階にはない。

【ベトナム】

社会主義国であるベトナムでは知的財産紛争は行政機関で処理される場合が多い。刑事事件の処理も捜査機関主導で行われており、司法機関が民事及び刑事の知的財産紛争処理を担う体制の構築が急がれる状況にある。1998年以降でも知的財産関係民事事件は62件程度である。

以上